

# 第1節 あらゆる自然災害において、人命の保護が最大限図られる

## 起きてはならない最悪の事態

- 1-1 地震による住宅や不特定多数が利用する施設の倒壊、密集市街地の火災による死傷者の発生



### ① 住宅耐震化の推進

#### 〔脆弱性評価〕

市町村と連携して耐震化の広報や耐震診断、耐震改修費用の支援などを行い、耐震化率は徐々に向上していますが、耐震化コストや後継者がいないなどの理由から、耐震性が低い住宅が多く残されています。(H30 推計約 14 万戸)

人命の保護とともに、災害発生後も日常生活を継続するため、住宅の耐震化は非常に重要です。引き続き、住宅の耐震化を促進する必要があります。

【建設部建築住宅課】

#### 〔取組方針（施策）〕

住宅の状態や所有者の状況等により求められる支援は多岐にわたるため、市町村と連携して様々な取組を通じて、「長野県耐震改修促進計画」（第Ⅲ期）に沿った住宅の耐震化を着実に進めます。

- ・ 耐震診断、耐震改修に対する助成等の支援
- ・ 耐震工法の事例や改修事業者等の情報提供
- ・ 木造住宅耐震診断士の養成
- ・ 住宅所有者に直接的に耐震化を促す取組（個別訪問やダイレクトメールの送付等）

#### 県民の皆様へ

自らの命を守るため、ご自宅などの耐震診断や耐震改修などの対策を行ってください。  
また、家具の固定や電気火災の発生を抑制する感震ブレーカーの設置などを行ってください。

### ② 無電柱化等の推進

#### 〔脆弱性評価〕

市街地の幹線道路や緊急輸送道路の無電柱化に向け、長野県電線類地中化協議会において関係機関との連携を強化し、電線管理者と調整を進めながら無電柱化を推進した結果、目標を 1.3km 上回る延伸を図ることができました。

電柱の倒壊による緊急車両の通行障害の発生を防ぐため、今後も緊急輸送道路等、重要な路線の無電柱化を推進する必要があります。

【建設部道路管理課】

#### 〔取組方針（施策）〕

引き続き、長野県電線類地中化協議会による関係機関との連携のもと、電線管理者との調整を進めながら、市街地の幹線道路や緊急輸送道路での無電柱化工事を推進します。

#### 県民の皆様へ

県民の皆様は、無電柱化に伴う各種工事や敷地内の配線工事にご協力をお願いします。  
電線管理者の皆様は、無電柱化の一層の推進にご協力をお願いします。

### ③ 安全な都市環境の整備

〔脆弱性評価〕

地震の発生時に、市街地の延焼防止や避難時の安全を確保するため、第2期計画期間中に、道路拡幅等26箇所の街路事業を実施するとともに、市街地における安全な都市環境の整備を実施しました。

都市環境の整備を進める必要がある市街地は依然として県内に多く残されており、災害発生時も都市機能を維持できるよう、引き続き安全な都市環境の整備を進めて行く必要があります。

【建設部都市・まちづくり課】

〔取組方針（施策）〕

市街地の延焼防止や避難時の安全確保のため、市街地における都市計画道路や都市公園の整備を進めます。

県民の皆様へ

安全な都市環境の整備に協力をいただくとともに、災害時の避難等に対する十分な備えを行ってください。

### ④ 都市公園の防災機能の強化

〔脆弱性評価〕

令和元年東日本台風災害による被害の際は、都市公園施設が避難地や防災活動拠点として利用されるなど、災害時における都市公園施設の必要性が高まっていますが、現状ではその機能が十分ではないことから、施設の機能向上が必要です。

また、県が管理する都市公園は、開設後20年以上経過し、施設の老朽化が進んでいることから、計画的な更新が必要となっています。

【建設部都市・まちづくり課】

〔取組方針（施策）〕

防災拠点として位置付けられた都市公園の非常用電源装置の確保やバリアフリー化等、防災拠点の機能強化を行うとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、全ての県管理都市公園において公園施設の更新を推進します。

### ⑤ 大規模盛土造成地の対策の強化

〔脆弱性評価〕

耐震性が不十分な大規模盛土造成地は、地震が発生した場合、滑動崩落<sup>※</sup>が発生し、人命や家屋等に大きな被害が発生する可能性があります。

今後、発生が懸念される大規模地震による宅地被害を防ぐため、大規模盛土造成地等の滑動崩落対策を推進する必要があります。

【建設部都市・まちづくり課】

※滑動崩落：盛土と地山との境界面等における盛土全体の地滑りの変動

〔取組方針（施策）〕

県・市町村・土地所有者等が共同し、大規模盛土造成地の安全性の把握を進めるとともに、危険性が高い箇所の滑動崩落防止工事により宅地の耐震化を進めます。

## ⑥ 災害に強い県営住宅の整備

〔脆弱性評価〕

県営住宅は、建物の耐震性は確保されているものの、昭和 40～50 年代に建設された住戸が約半数を占め、老朽化が進行することから、計画的な建替や適切な改修等を推進する必要があります。

【建設部公営住宅室】

〔取組方針（施策）〕

県営住宅の建替、長寿命化に向けた改修、エレベーター設備の耐震化及び外壁窓の落下防止対策等を推進します。

## ⑦ 大規模建築物の耐震化

〔脆弱性評価〕

市町村と協力して、多数の者が利用する建築物や、子供たちが利用する一定規模以上の学校等（幼稚園、保育園含む）の耐震化を促進してきました。一定規模以上の学校等の耐震化は概ね終了し、公共施設の耐震化も順調に進んでいますが、ホテル・旅館等の耐震化は進まない状況です。

引き続き、多数の者が利用する建築物や要緊急安全確認大規模建築物<sup>※</sup>の耐震化を促進していく必要があります。

【建設部建築住宅課、県民文化部私学振興課、同こども・家庭課】

※要緊急安全確認大規模建築物：多数の者が利用する建築物のうち大規模なもので、耐震診断結果の報告が義務付けられた建築物

（例）ホテル等：3階建て以上かつ延べ面積 5,000 m<sup>2</sup>以上

学校等：2階建て以上かつ延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>以上

〔取組方針（施策）〕

市町村と協力して耐震診断・耐震補強などの助成や、耐震改修に関する情報の提供を行うなど、「長野県耐震改修促進計画（第Ⅲ期）」に沿って、計画的に耐震化を促進します。

また、要緊急安全確認大規模建築物（令和 2 年 3 月現在 92 棟）の耐震化や、子供たちが利用する一定規模以上の学校等のうち、耐震化が終了していない施設の耐震化を促進します。

県民の皆様へ

多数の者が利用する建築物の所有者は、施設利用者の命を守るため、耐震診断や耐震改修を行ってください。

## ⑧ 県有施設の耐震化の推進

〔脆弱性評価〕

平成 19（2007）年に部局を横断して立案した「県有施設耐震化整備プログラム」（第一期・第二期）に基づき、県有施設の耐震対策を計画的に推進し、対象施設の対策が概ね完了しました。

防災上重要な庁舎等、緊急度の高い施設の耐震対策は完了したことから、プログラムによる部局連携の対応は終わりますが、各施設の実情に応じ、速やかに耐震対策を実施する必要があります。

【建設部施設課】

〔取組方針（施策）〕

必要に応じて「県有施設耐震化調整会議」を開催し、耐震化に関する情報提供を行うとともに、県有施設の耐震化の状況を把握するため、年1回を目途にフォローアップ調査を行います。

⑨ 学校施設の耐震化

〔脆弱性評価〕

県立高校及び特別支援学校では、「県有施設耐震化整備プログラム」（第一期・第二期）に基づき、施設の耐震対策を計画的に推進し、対象施設の対策が概ね完了しましたが、プログラムの対象外である施設の耐震対策や、天井材、外壁材の落下防止対策を推進する必要があります。

私立学校では、設置者による耐震化が進められ、施設の耐震化率は95%まで向上していますが、非構造部材の対策率は、全国平均を下回っており、引き続き、耐震化を促す必要があります。

なお、市町村立小中学校は、市町村ごとの施設整備計画に基づき対策を実施し、施設の耐震化は完了していますが、引き続き、非構造部材の耐震対策を促す必要があります。

【教育委員会事務局高校教育課、同義務教育課、同特別支援教育課、県民文化部私学振興課】

〔取組方針（施策）〕

県立高校では「県有施設耐震化整備プログラム」（第一期・第二期）対象外施設の耐震対策や、天井材、外壁材の落下防止対策を推進します。また、特別支援学校では、吊り天井以外の非構造部材の耐震点検を行い、結果に基づき必要な耐震対策を進めます。

私立学校については、国庫補助制度を有効に活用し耐震化を進めるよう、設置者の相談に丁寧に応じていきます。また、市町村立小中学校の施設整備については、市町村への情報提供や助言に努め、早期の耐震化を促します。

⑩ 要配慮者利用施設の安全対策の推進

〔脆弱性評価〕

高齢者施設や障がい者福祉施設等の要配慮者利用施設は、劣化・損傷等により、災害発生時に建物やブロック塀が倒壊する危険があります。また、自力での避難が困難な方が多く利用していることから、火災発生時には逃げ遅れ等のリスクがあるため、施設の安全対策を推進する必要があります。

【健康福祉部介護支援課、同障がい者支援課】

〔取組方針（施策）〕

要配慮者利用施設における耐震化、ブロック塀等の改修整備、スプリンクラー設備等の施設整備等を支援します。

【数値目標】

	指 標	担当課室	第2期 目 標	現 状	第3期 目 標
①	住宅の耐震化率	建築住宅課	90.0% (2020年度)	86.7% (2021年度)	

②	無電柱化延長※	道路管理課	46.1km (2022年度)	62.5km (2022年度)	
③	市街地の延焼防止等用途地域内 都市計画道路整備率	都市・まち づくり課	51.6% (2020年度)	52.3% (2021年度)	
	市街地の都市公園整備面積		15.00 m <sup>2</sup> /人 (2022年度)	15.13 m <sup>2</sup> /人 (2021年度)	
⑦	耐震化率（多数の者が利用する建築物）	建築住宅課	95.0% (2020年度)	92.5% (2020年度)	
	耐震化率（要緊急安全確認大規模建築物）		100% (2020年度)	87.6% (2021年度)	
	耐震化率（子供たちが利用する一定規模以上の学校等）		100% (2020年度)	99.6% (2021年度)	

※第2期分は無電柱化の完了済みの延長を、第3期分は無電柱化の事業着手済みの延長を記載。

## 起きてはならない最悪の事態

### 1-2 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水による死傷者の発生



#### ① 流域治水対策（流す対策）の推進

##### 〔脆弱性評価〕

近年、気候変動による豪雨が増加し、水害が激甚化・頻発化しています。県内では、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨、令和3年8月・9月大雨など甚大な水害が発生しています。

河川施設や洪水調節施設の整備、内水対策等を計画的に進めてきましたが、洪水や内水氾濫による浸水被害の軽減は喫緊の課題であり、流域全体で水害を防止・軽減させる治水対策、「流域治水」に取り組む必要があります。

【建設部河川課】

##### 〔取組方針（施策）〕

水害を防ぐため、「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」や「流域治水プロジェクト」に基づき、護岸整備や堤防の強化など、ハード整備による洪水を安全に「流す」治水対策を計画的に推進します。

#### ② 流域治水対策（留める、備える対策）の推進

##### 〔脆弱性評価〕

降雨時の迅速な避難行動に繋げるため、県管理河川における浸水想定区域図の作成・公表や、危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置などを実施しています。

「流域治水」の推進には、これまでの国や県などの河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、市町村や企業、県民などの流域のあらゆる関係者が参画し、意識を共有して、取り組む必要があります。

【建設部河川課】

##### 〔取組方針（施策）〕

降雨の河川への流入抑制や、市街地等の浸水被害軽減のため、降った雨を直接河川に流すのではなく、公共施設への雨水貯留浸透施設の新設や、水田・ため池の有効活用、流域の森林整備等により流域で雨水を「留める」取組を推進します。

また、「備える」取組として住民の方々と一緒に地域特性に応じた避難体制を構築するとともに、水位計や監視カメラの整備、浸水想定区域図の公表などによるハザード情報の提供や、災害リスクの低い地域への居住誘導など住まい方の工夫により、水害に強いまちづくりを推進します。

#### 県民の皆様へ

各家庭における雨水貯留タンクの設置や、水田やため池を活用した「留める」取組にご協力をお願いします。

日頃から、洪水ハザードマップ等の確認や、市町村の防災訓練への参加など、災害時に適切に避難できるよう「備える」取組をお願いします。

降雨時は、雨量や河川水位などの情報を収集し、早めの避難行動を行ってください。

また、物資等の備蓄、要配慮者等の避難体制づくり等、県や市町村と連携した防災活動に協力をお願いします。

### ③ 長時間洪水予測システムの活用

〔脆弱性評価〕

現在、洪水予測については最大6時間先までの公表となっていますが、東京大学およびJAXAの共同研究グループによって、最大39時間先の長時間洪水予測を行うシステムが開発されています。しかしながら、長時間先の洪水予測は予測精度に課題があるほか、県や市町村の災害対策において長時間洪水予測を、法令等の制約を踏まえた上で、いかに有効に利活用していくかを検討する必要があります。

【企画振興部DX推進課】

〔取組方針（施策）〕

民間企業・研究機関等と連携し、長時間洪水予測の精度向上・高度化等について共同研究を実施するとともに、業務における長時間洪水予測システムの利活用方法について検討します。

### ④ 要配慮者利用施設の水害対策の推進

〔脆弱性評価〕

高齢者施設や障がい者福祉施設等の要配慮者利用施設は、大雨等による河川の氾濫が発生した際に自力で避難することが困難な方が多く利用していることから、施設の水害対策を推進する必要があります。

【健康福祉部介護支援課、同障がい者支援課】

〔取組方針（施策）〕

要配慮者利用施設における垂直避難用エレベーター、車いす用スロープ、避難用スペースの整備等を支援します。

### ⑤ 災害に強い県営住宅の整備

〔脆弱性評価〕

県営住宅団地は、約3分の1が浸水想定区域内にあることから、団地内での浸水対策及び住宅等への浸水対策を講じる必要があります。

【建設部公営住宅室】

〔取組方針（施策）〕

雨水の貯留浸透施設の新設等のほか、止水パネルの設置や設備類のかさ上げ等の対策を推進します。

【数値目標】

	指 標	担当課室	第2期 目 標	現 状	第3期 目 標
①	河川改修による水害リスク低減家屋数	河川課	— (2022年度)	2,650戸 (2018~2021 年度の累計)	

## 起きてはならない最悪の事態

### 1-3 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生



#### ① 土砂災害（土石流、地すべり等）対策の推進

##### 〔脆弱性評価〕

砂防関係施設等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進めています。施設整備は、土砂災害特別警戒区域に立地する要配慮者利用施設や避難所の対策を重点的に進めるとともに、地区防災マップ作成支援や砂防ボランティアによる地域での防災教育（赤牛先生派遣事業）等により、地域防災力の向上に努めています。

土砂災害対策は着実に進んでいますが、未だ多くの要対策箇所が存在するため、ハード対策に加え、土砂災害に関する情報の提供などソフト対策を推進する必要があります。

また、砂防関係施設の老朽化の状況などを踏まえて、施設の機能が適切に果たされるよう維持管理、更新を適切に行う必要があります。

さらに、危険な盛土による災害等の発生を防ぐため、盛土等の安全対策を推進する必要があります。

【建設部砂防課、農政部農地整備課】

##### 〔取組方針（施策）〕

集落、要配慮者利用施設、避難所、重要交通網等の重要施設や農地・農業用施設などを守るため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、雪崩対策事業等による施設整備を推進するとともに、砂防施設の機能低下を防ぐ修繕等の老朽化対策を実施し、施設の機能・性能を適切に維持・確保します。

警戒避難体制の整備に向け、土砂災害警戒区域等の指定や県民への周知、土砂災害警戒情報の発表や長野県河川砂防情報ステーションによる危険度情報の提供、地区防災マップの作成等、ソフト対策を推進します。

また、「盛土等による土砂災害の防止に関する条例」と「宅地造成及び特定盛土等規制法」により、一定の盛土行為を規制し、盛土等を起因とする災害発生を防止します。

#### 県民の皆様へ

あらかじめハザードマップ等を活用して土砂災害のおそれのある区域や、避難経路・避難場所を確認してください。危険を察知した場合は、早期に安全な場所に避難するなど、自ら命を守る行動をとってください。

#### ② 災害発生後の機能強化

##### 〔脆弱性評価〕

令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等の大雨により土砂災害が発生した際には、二次災害を防止するため、災害関連緊急砂防事業や県単砂防事業により応急対策工事を実施しています。



また、学識経験者や国土交通省の土砂災害専門家、TEC-FORCE※による被災箇所の調査を行うとともに、県砂防ボランティア協会等の協力により、二次災害のおそれのある区域等の点検を速やかに実施しています。

地震や火山噴火など災害の発生後にも、土石流、地すべり等による二次災害の危険性が高まることから、抑制するために必要な対策を講じる必要があります。

【建設部砂防課】

※TEC-FORCE：国土交通省の緊急災害対策派遣隊（地震・水害・土砂災害等の大規模自然災害に対応するため、被災自治体等行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施すうために国土交通省に設置されたもの）

#### 〔取組方針（施策）〕

大規模災害が発生した場合は、国土交通省、市町村等と連携し、迅速な応急対策工事、土砂災害のおそれのある区域の点検を実施するとともに、警戒避難体制の構築を図ります。

また、平時から国土交通省など関係機関との連絡体制の構築・確認、訓練を行うとともに、現場対応にあたる職員を養成するため「砂防技術者継続学習支援プログラム」により建設部の若手技術者への技術伝承を行います。

### ③ 災害に強い森林づくりの推進

#### 〔脆弱性評価〕

近年、気候変動に伴う短時間豪雨の増加などにより、大規模な山地災害が頻発し、山地災害のおそれのある危険箇所に近い集落の保全が課題となるとともに、高度成長期以降に集中的に整備された治山施設等の老朽化対策が必要になっています。

また、山腹崩壊等に伴い流木が発生し、下流に大きな被害を与える事例や、台風災害時の倒木により、ライフラインが被災したり、道路の通行止めが発生する事例が多発しています。

【林務部森林づくり推進課】

#### 〔取組方針（施策）〕

森林の持つ水源涵養や土砂災害防止などの公益的機能を発揮させるため、森林整備・施設整備・ソフト対策を一体的に取り組みます。

- ・土砂災害や流木災害を防ぐため、一体的に森林整備や治山施設の整備などを推進
- ・流域治水の取組と連携し、一級河川の上流域等で、保水機能が低下した森林の浸透能・保水機能の維持・向上を図るとともに、砂防事業と連携した流木対策を実施
- ・山地災害危険地区及び地すべり防止区域に関する情報提供や災害発生時の支援等、山地災害に対するソフト対策を充実
- ・航空レーザ測量成果等を踏まえ、危険性の高い箇所を絞り込んで防災・減災の観点から森林の整備を行うとともに、市町村と連携してライフライン沿いの支障木等を伐採
- ・集落に近接した重要度の高い治山ダム等を対象に点検調査を実施し、更新・補強・補修・点検調査等の優先順位等を明記した個別施設計画をもとに対策を実施

県民の皆様へ

県や市町村から提供される山地災害に関する情報（危険箇所等）の把握、共有に努めてください。また、森林の巡視、危険箇所マップづくり、里山の整備など、地域の取組への協力・参加を

お願いします。

【数値目標】

指 標		担当課室	第2期 目 標	現 状	第3期 目 標
①	土砂災害から保全される人家戸数	砂防課	55,500 戸 (2022 年度)	56,337 戸 (2021 年度)	
	要配慮者利用施設の土砂災害対策完了数		55 施設 (2022 年度)	55 施設 (2022 年度)	
	砂防関係施設老朽化対策における要対策箇所の対策完了数		—	116 箇所 (2021 年度)	
③	緊急に整備が必要な個所に近接し新たに治山事業によって保全される集落の数	森林づくり 推進課	200 集落 (2022 年度)	199 集落 (2021 年度)	
	重要な施設を保全対象とする長寿命化対策がされた治山施設数		84 施設 (2022 年度)	130 施設 (2021 年度)	

## 起きてはならない最悪の事態

### 1-4 ため池、ダム等の損壊・機能不全による死傷者の発生



#### ① ため池の管理体制の強化

##### 〔脆弱性評価〕

大雨や地震発生時の万一の損壊に備え、迅速な避難や応急対策等を講じることができるよう、県内すべての防災重点農業用ため池（令和4年現在 689 箇所）のハザードマップ作成を支援しています。

また、県が開発した「長野県ため池監視システム」を 149 箇所のため池に導入し、適正な管理とともに、安全かつ速やかな点検が可能になっています。

下流の人家等に被害を及ぼすおそれのあるため池の管理者（市町村、水利組合など）を対象に、管理体制の強化を目的とした研修会を開催していますが、管理者の不足・高齢化に伴い、管理組織や体制が脆弱化しています。

【農政部農地整備課】

##### 〔取組方針（施策）〕

長野県土地改良事業団体連合会が運営する「ため池サポートセンター」と連携し、防災重点農業用ため池（689 箇所）の現地パトロールを行うとともに、監視・管理に必要な技術習得に資する研修会を定期的を実施します。

#### 県民の皆様へ

ため池ハザードマップを活用し、ため池が決壊するおそれのある場合や、決壊した場合の避難経路や避難場所等の確認をお願いします。

#### ② ため池の防災対策の推進

##### 〔脆弱性評価〕

劣化による機能低下や構造的に脆弱化している防災重点農業用ため池の老朽化対策、豪雨対策を実施するとともに、耐震点検結果に基づく耐震対策を実施しています。

今後発生が見込まれる大規模地震や、頻発化する豪雨災害に備え、防災重点農業用ため池の劣化状況評価や地震・豪雨耐性評価等を踏まえ、防災工事を計画的に進める必要があります。

【農政部農地整備課】

##### 〔取組方針（施策）〕

下流域への被害を防止するため、耐震性が確保されていないため池や、洪水吐の能力不足や堤体の余裕高不足等、豪雨対策が必要なため池について、防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画に基づき、計画的に改修を進めます。

あわせて、市町村等が実施する地震・豪雨耐性評価及び防災工事の推進を支援します。

#### ③ 県有ダム施設等の安全管理の充実

(1) 県建設部管理施設

〔脆弱性評価〕

現在管理している 17 基のダムや釜口水門等については、洪水被害を未然に防止するため、定期的な巡視や点検等により河川管理施設の維持・管理を行っています。

管理開始から長期間経過しているダム等においては、管理設備や堤体構造物等の老朽化が進行しています。

【建設部河川課】

〔取組方針（施策）〕

定期的な巡視や点検等により適切な維持・管理を行うとともに、ダムや水門等の河川管理施設の長寿命化を推進します。

(2) 県企業局管理施設

〔脆弱性評価〕

現在管理している 3 基の発電用ダムは、すべて耐震性能照査※を実施し安全性が確認されています。

また、水力発電所では、損壊した場合、二次災害を引き起こすおそれがある設備等の耐震化を進めており、発電所建屋の耐震化はすべて完了しています。

【企業局電気事業課】

※耐震性能照査：ダムの耐震性能照査は、過去、将来にわたって想定しうる最大規模の地震（レベル2地震動）に対し、所要の耐震性能が確保されていることを確認すること

〔取組方針（施策）〕

定期的な巡視や点検等により適切な維持・管理を行うとともに、水力発電所の水圧管等の耐震化を推進します。

【数値目標】

指 標		担当課室	第 2 期 目 標	現 状	第 3 期 目 標
①	ため池ハザードマップの作成箇所数	農地整備課	120 箇所 (2020 年度)	636 箇所 (2021 年度)	
②	劣化状況調査の実施箇所数	農地整備課	644 箇所 (2021 年度)	657 箇所 (2022 年度)	
	地震耐性調査の実施箇所数		177 箇所 (2021 年度)	221 箇所 (2022 年度)	
	豪雨耐性調査の実施箇所数		635 箇所 (2021 年度)	635 箇所 (2022 年度)	
	防災工事の着手箇所数		71 箇所 (2021 年度)	71 箇所 (2022 年度)	
③	ダムコン※の改修完了数	河川課	— (2020 年度)	8 箇所 (2022 年度)	

※ダムコン：ダム管理用制御処理設備の略。ダム管理において必要となる情報の収集入力、演算、表示・記録、放流設備の操作及び関係機関への情報伝達等の処理を行う設備全体を示すもの

## 起きてはならない最悪の事態

### 1-5 火山噴火や火山噴出物の流出による死傷者の発生



#### ① 火山防災体制の強化

##### 〔脆弱性評価〕

平成 26 (2014) 年の御嶽山噴火災害以降、県内では噴火災害は発生していませんが、関係機関と連携した火山防災体制の整備が必要です。

関係する 7 つの火山（浅間山、焼岳、乗鞍岳、御嶽山、草津白根山、新潟焼山、弥陀ヶ原）の火山防災協議会と連携して警戒避難体制を構築していますが、引き続き、広域避難計画の策定支援や、防災訓練の実施に取り組む必要があります。

また、噴火警戒レベルが引き上げられた場合の登山者対策として、迅速かつ効率的な登山計画書の届出の確認等による登山者や下山者の把握方法、火山情報の発信等を検討する必要があります。

【危機管理部危機管理防災課、観光部山岳高原観光課】

##### 〔取組方針（施策）〕

「信州 火山防災の日」（仮称）制定を契機に、御嶽山における先進的な取組を各火山地域に波及・拡大させるとともに、市町村、地域住民と協力して火山と周辺地域の魅力を発信する「火山防災先進県・長野」を目指します。

また、浅間山広域避難計画をはじめとした、避難計画を関係機関と連携して策定し、実動的な避難訓練等を通して、計画の実効性を高めます。

さらに、既存の携帯アプリの活用などにより、緊急時の迅速な火山情報等の提供体制を確立します。

#### 県民の皆様へ

火山噴火時に影響のある地域にお住まいの方は、日ごろから火山防災マップ等を確認し、避難施設や避難経路を確認してください。

火山を登山する場合は、最新の情報（噴火警戒レベルや立入規制範囲）を、気象庁、地元自治体のホームページ等で確認してください。また、ヘルメットやヘッドライトなど必要な装備を用意し、必ず登山計画書を提出してください。

#### ② 御嶽山火山防災対策の推進

##### 〔脆弱性評価〕

火山防災対策を強化するため、名古屋大学御嶽山火山研究施設の運営を支援しています。また、「御嶽山火山マイスター」を現在までに 18 名認定（令和 4 年度現在）し、マイスターの自主的な活動が進められています。

引き続き、名古屋大学と県、地元町村等の火山防災対策に関する緊密な連携体制を強化するとともに、令和 4（2022）年 8 月に開館した御嶽山ビジターセンター（やまテラス王滝、さとテラス三岳）を中心に最新の火山情報の提供や安全登山の啓発、火山防災教育を推進していく必要が

あります。

【危機管理部危機管理防災課、環境部自然保護課】

〔取組方針（施策）〕

御嶽山ビジターセンターにおいて、最新の火山情報を 24 時間提供するなど、火山防災に必要な情報の発信や火山防災知識の普及・啓発を行うとともに、研究施設、マイスターと連携して噴火災害の伝承や、安全登山の啓発を行います。

また、マイスターの育成を支援し、マイスターの自立的運営や他の火山への展開を推進します。

③ 火山避難施設、情報伝達手段の整備

〔脆弱性評価〕

御嶽山防災力強化計画に基づき、木曽町、王滝村と連携して火山避難施設の整備を進め、令和 4（2022）年度までに退避豪 7 基、退避舎等 3 施設を整備しました。

また、「二ノ池周辺登山道」の携帯電話不感地域を解消するため、携帯電話基地局の整備を支援し、令和 3（2021）年 7 月から不感地域が解消されました。

これらの取組により、御嶽山の噴火災害に対する防災体制が強化されました。今後は、県内の他の火山においても避難施設や情報伝達手段の整備に取り組む必要があります

【危機管理部危機管理防災課、企画振興部 D X 推進課】

〔取組方針（施策）〕

火山避難施設が、緊急時に適切に使用されるよう、市町村、火山防災協議会などと連携し、設置場所や利用方法等について登山者等に周知します。

御嶽山以外の火山についても、市町村、火山防災協議会などと協議し、火山避難施設の設置や、携帯電話不感地域の解消の取組を支援します。

【数値目標】

	指 標	担当課室	第 2 期 目 標	現 状	第 3 期 目 標
①	噴火警戒レベル認知度	危機管理 防災課	— (2022 年度)	(2022 年度)	

## 起きてはならない最悪の事態

### 1-6 避難情報発令の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生



#### ① 適切な避難情報の発令、避難行動の支援

##### 〔脆弱性評価〕

令和元年東日本台風災害を教訓に、令和2（2020）年度から「逃げ遅れゼロ」プロジェクトとして、信州防災まったなしキャンペーンによる避難情報や避難行動のポイントの周知、信州防災アプリの開発・普及など、逃げ遅れゼロの実現に向けた取組を市町村と連携して進めていますが、住んでいる地域の災害リスクを把握していない<sup>※1</sup>、避難情報発令が避難に結びつかないケースがある<sup>※2</sup>など、適切な避難行動の実現には課題があります。

また、令和3年8月の大雨災害等では、避難情報の発令にあたって、気象予測や対象区域の絞り込み、夜間の避難情報発令時の住民の安全確保など、判断の難しさが浮き彫りとなりました。引き続き、逃げ遅れゼロの実現に向け、粘り強く取り組んでいく必要があります。

※1「長野市堤防決壊による浸水地区住民の避難行動に関するアンケート調査（令和2年5月千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会）」

洪水ハザードマップを見たことがあり、自宅の浸水の深さを知っている 33%

※2「令和3年8月大雨災害」避難情報の発令等に係る検証報告書（令和4年3月岡谷市）」

避難情報の発令を知っていても避難行動を起こす人が1割未満

【危機管理部危機管理防災課】

##### 〔取組方針（施策）〕

市町村長が災害発生時の具体的な対応などを学ぶセミナーの開催や市町村が気軽に相談できる体制づくりなどにより、適切な避難情報の発令を支援するとともに、住民が適時適切な避難行動をとれるよう、必要な情報を提供する信州防災アプリの普及促進などに努めます。

#### 県民の皆様へ

「自分の命は自らが守る」という意識を持ち、ハザードマップや信州防災アプリ等でお住まいの地域の災害リスクを確認するなど災害の発生を想定した防災対策に日頃から取り組んでください。

#### ② 防災教育の充実

##### 〔脆弱性評価〕

マイ・タイムライン作成等の出前講座により住民の防災意識を向上するとともに、長野地方気象台と連携して防災気象情報講習会を開催し、市町村の適切な避難情報の発令を支援しています。

また、「『猪の満水』災害デジタルアーカイブ」<sup>※</sup>の公開など、災害記憶の伝承に取り組んでいます。

学校教育では、「学校における防災教育の手引き」（令和2年度改訂）等を、防災教育研修会や校長会等で周知するとともに、「学校防災アドバイザー」の派遣などにより、地域や学校が抱える学校安全上の課題解決を支援しています。

こうした取組を更に拡充し、県民の防災意識を向上させるとともに、すべての学校で防災に関する取組が進むよう、防災教育の大切さや他校の好事例を周知する必要があります。

【危機管理部危機管理防災課、教育委員会事務局保健厚生課】

※“猪の満水”災害デジタルアーカイブ：令和元年東日本台風災害の写真等の記録をデジタルアーカイブとしてウェブサイトで公開

#### 〔取組方針（施策）〕

防災に関する出前講座を積極的に周知するとともに、災害の経験やニーズに応じた内容の見直しなど、受講者を増やす取組を続けます。また、災害デジタルアーカイブを災害伝承や防災教育に活用し、県民の防災意識の向上を図ります。

学校では、学校防災アドバイザーの派遣などモデル的な取組を通じて実践的な指導法を構築し、災害発生時に児童生徒が自ら危険を回避する力を育成します。また、教職員等を対象に防災教育研修会を開催し、更なる防災意識の向上を図ります。

さらに、児童生徒が将来の地域防災力の担い手となるよう、消防団員、自主防災組織等が参画した体験的・実践的な防災教育を推進します。

### ③ 要配慮者への支援

#### 〔脆弱性評価〕

避難行動要支援者（高齢者、障がい者等）が、災害時に安全に避難できるよう、要支援者の居所や避難場所等を地域住民などが共有し、支え合いにより避難する地域づくりを支援するため、市町村と連携して災害時住民支え合いマップの作成を推進してきました。

取組の結果、支え合いマップは対象地区の約9割で作成され、災害時のほか、避難訓練等で活用されています。今後は、支え合いマップ作成の経験を活かし、市町村の取組を支援していく必要があります。

【健康福祉部健康福祉政策課、同地域福祉課】

#### 〔取組方針（施策）〕

令和3（2021）年5月の災害対策基本法の改正において市町村の努力義務とされた個別避難計画（要支援者や避難支援実施者、避難経路等）の作成に向け、県内外の先進事例の共有や進捗状況の把握を行うなど、市町村の取組を支援します。

### ④ 要配慮者利用施設の避難体制の強化

#### 〔脆弱性評価〕

要配慮者利用施設では、管理者を含めた職員が、市町村から発令される避難情報を的確に理解し、迅速な避難行動に移るための取組を進める必要があります。

平成29（2017）年の水防法等の改正により浸水想定区域や土砂災害警戒区域に所在する施設の避難確保計画の作成や避難訓練が義務化されたことから、令和元年東日本台風災害の教訓を踏まえて、改めて市町村に対して、管理者への避難確保計画の作成促進を依頼するとともに、県としても出前講座や個別相談により支援してきました。

しかし、すべての施設での計画作成には至っておらず、避難確保計画に基づく訓練の実施なども含め、実効性のある避難体制を構築する必要があります。

【危機管理部危機管理防災課、健康福祉部健康福祉政策課、建設部河川課、同砂防課】

#### 〔取組方針（施策）〕



市町村と連携し、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対し、実効性の高い避難確保計画の作成を促すとともに、避難訓練や訓練に基づく計画の見直しなどが進むよう、施設の取組を支援します。

県民の皆様へ

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に立地し、市町村地域防災計画に定められている要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画の作成等が義務付けられています。利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、計画を作成し、避難訓練を実施してください。

## ⑤ 聴覚障がい者の避難・情報伝達

〔脆弱性評価〕

聴覚障がい者は音声情報が伝わらないため、周囲の状況が把握できず、災害時に取り残されたり、避難が遅れたりするおそれがあります。

県では、身近に聴覚障がい者がいる方や当事者向けに、災害時に困ることや配慮が必要なこと、災害時持ち出し用品リストや情報機器等を掲載した「長野県手話ガイドブック手話で話そう～災害に備えて～」を作成、配布しています。

災害時には、長野県聴覚障がい者情報センターや県の手話通訳事務員が災害情報の手話動画を作成し、ホームページに掲載しています。また、知事会見に手話通訳を導入するなど、迅速な災害情報の発信に努めています。

今後も、聴覚障がい者に対する適切な情報提供や、災害時の配慮を周知していく必要があります。

【健康福祉部障がい者支援課】

〔取組方針（施策）〕

「長野県手話ガイドブック手話で話そう～災害に備えて～」のホームページへの掲載や、ガイドブックを活用した手話講座の開催などにより、聴覚障がい者に対する災害時の配慮を広く県民に周知します。

また、災害情報の手話動画による提供など、聴覚障がい者への情報提供に努めます。

県民の皆様へ

聴覚障がい者への理解を深め、お近くにお住まいの聴覚障がい者の方への積極的な声かけや情報提供等の避難支援をお願いします。

## ⑥ 外国人観光客への情報提供

〔脆弱性評価〕

24時間21言語で対応できる「NAGANO多言語コールセンター」を設置し、外国人旅行者と施設等のスタッフとのコミュニケーションを支援するとともに、外国語による案内標識やパンフレット類の整備などにより正確な情報の提供を推進しています。

災害時に、外国人観光客が適切な避難行動をとるためには、それぞれの観光客が理解できる言語で正確な災害情報が提供される必要があります。

【観光部国際観光推進室】

【取組方針（施策）】

「NAGANO多言語コールセンター」による支援やパンフレットの整備などとともに、コールセンターのリーフレットに、訪日外国人に緊急地震速報や避難指示等を通知するアプリ（Safety tips（14言語対応））の情報を掲載し、旅行博や観光案内所等を通じて配布するなど、より正確な情報提供に取り組みます。

【数値目標】

	指 標	担当課室	第2期 目 標	現 状	第3期 目 標
①	ハザードマップ等による身の回りの危険度の認知度	危機管理 防災課	— (2022年度)	— (2022年度)	
③	個別避難計画の策定済み市町村数（一部策定済みの市町村を含む）	健康福祉 政策課	— (2022年度)	34 (2022年度)	
④	要配慮者利用施設 <sup>※1</sup> における避難確保計画の作成済み施設数 <sup>※2</sup>	危機管理 防災課 <sup>※3</sup>	— (2022年度)	2,591 (2021年度)	

※1 要配慮者利用施設：土砂災害警戒区域又は浸水想定区域に位置し、市町村地域防災計画に定められた施設

※2 計画の作成済み施設数：土砂災害警戒区域、浸水想定区域の種類毎に計画を作成した施設の延べ数

※3 健康福祉政策課、河川課及び砂防課で把握した数を危機管理防災課にて取りまとめ